

配付資料

教育委員会

区長部局

いじめの重大事態の発生

自殺、暴行行為、窃盗、卑猥な画像の
撮影及び画像等の拡散、性的事案

【1号事案】

いじめが原因による欠席日数が
累積30日

【2号事案】

教育委員会事務局から区長に発生報告

学校主体調査

【いじめ対策推進法第28条調査】

- ① 自死事案及び、それに近い事案の発生
- ② 詳細に事実関係を明らかにすることが難しい事案
- ③ 学校と関係する児童・生徒の保護者との間に不信感が生じている事案

江戸川区教育委員会（第3者委員）による調査

【いじめ対策推進法第28条調査】

再調査の申し出

再調査の必要があるとき（調査終了後、新たな重要な事実が判明した等）

区長による再調査指示

区長部局による再調査（第3者委員）

【いじめ対策推進法第30条調査】

【案】
総合教育会議
（区長部局）

① 報告・協議

② 調査結果の
報告・対応
協議

③ 対応審議